

令和7年度 神戸市産後ケア事業（宿泊・通所） 受託事業者募集要領

1 案件名称

神戸市産後ケア事業（宿泊・通所） 業務委託

2 業務内容に関する事項

（1）事業目的と概要

産後の母子を対象に、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援し、児童虐待の未然防止を図ることを目的として神戸市産後ケア事業（以下、「本事業」という。）について実施する。

本事業の業務内容及び応募資格等を満たす事業者を募集する。

（2）業務内容

別紙1「仕様書」及び別紙2「神戸市産後ケア事業実施要綱」のとおり。

なお、医療機関における産後ケア事業の実施にあたっては以下の内容を遵守すること。

<遵守事項>

- ・産後ケア事業での病床利用は、空きベッドの利用とし、医療での病床利用を優先とする。
- ・産後ケア事業での利用の場合は、感染予防対策に十分配慮を行う。
- ・産後ケア事業での利用の場合は、医療の提供は行わない。
- ・産後ケア事業での利用の場合は、母児での利用を原則とする。

（3）契約期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日（年度契約）

ただし、当該年度終了時点における本事業の実施状況、次年度の予算の状況等を踏まえ、次年度以降の契約更新について協議を行う。

令和7年4月2日以降開始の契約については、随時相談とし、年度途中での契約の場合は契約の開始の始期より令和8年3月31日までを契約期間とする。

3 契約に関する事項

（1）契約の方法

神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

（2）委託料（非課税）

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払う。

以下の表①産後ケア事業の総額（1日あたり）から表②自己負担額（1日あたり）を差し引いた額を委託料として支払う。なお、多胎児での利用の場合は表③多胎児2人目以降の1人あたりの総額から、表④多胎児の利用の場合2人目以降の費用を差し引いた額を委託料として支払う。また、メンタルヘルス支援が必要な利用者を受け入れた場合は表⑤、未就学のきょうだい児を受け入れた場合は表⑥の額を委託料として追加で支払う。

キャンセル料やキャンセル料発生時期は事業者が設定し、神戸市ホームページへ掲載する。災害等不測の事態が原因でキャンセルとなった場合の規定は表⑦のとおりとし、神戸市がキャンセル料を負担する。（キャンセルが発生した時点での家庭支援課への相談を必須とする）

表①産後ケア事業の総額（1日あたり）

	宿泊サービス	通所サービス
1日あたりの費用	31,000円	23,800円

表②自己負担額（1日あたり）

利用者の属する世帯区分	宿泊サービス	通所サービス
生活保護世帯	1,000円	800円
市民税非課税世帯	1,500円	1,000円
上記以外	3,000円	2,000円

表③多胎児 2 人目以降の 1 人あたりの総額

	宿泊サービス	通所サービス
1 日あたりの費用	7, 5 0 0 円	5, 0 0 0 円

表④多胎児の利用の場合 2 人目以降の費用

	宿泊サービス	通所サービス
1 日あたりの費用	5 0 0 円	3 0 0 円

表⑤メンタルヘルス支援が必要な方を受け入れた場合の追加費用

	宿泊サービス	通所サービス
1 日あたりの費用	7, 0 0 0 円	3, 5 0 0 円

表⑥未就学のきょうだい児を受け入れた場合の追加費用

	宿泊サービス	通所サービス
1 日あたりの費用	2, 0 0 0 円	1, 5 0 0 円

表⑦キャンセル料

利用日の前々日の 17 時まで連絡がなく、災害等不測の事態が原因で利用変更・中止した場合	宿泊サービス	1, 3 0 0 円
	通所サービス	1, 0 0 0 円

(3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受託者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める神戸市内に所在する病院、診療所及び助産所のいずれかであって、当該事業所で本事業を実施できること。
- (2) 本事業に関する知識及び技術において高い専門性を有すること。また宿泊サービスを行う場合は、母児の入院受け入れが可能であること。
- (3) 食事の提供が可能であること
- (4) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (6) 応募時点において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (7) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと

5 応募手続き等に関する事項

(1) 参加申請手続き及び参加資格決定通知

- ①受付期間 随時
- ②提出方法 郵送もしくは持参
持参の場合は、神戸市の休日を定める条例（平成 3 年 3 月条例第 28 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる本市の休日を除く 午前 9 時～正午、午後 1 時～午後 5 時
- ③提出書類 「6. 提出書類」のとおり
- ④提出部数 1 部
- ⑤提出場所 神戸市こども家庭局家庭支援課

(2) 審査結果の通知

提出書類に基づき、本事業の業務を満たすと判断できる応募者を受託者として決定し、契約を締結する。

6 提出書類

- (1) 様式 1 誓約書
- (2) 様式 2－1 神戸市産後ケア事業受託事業者 応募申込書
- 様式 2－2 法人・医療機関の概要
- (3) 様式 3 医療機関等における同種業務実施状況

令和 年 月 日

誓 約 書

神 戸 市 長 宛

法 人 名

所 在 地

代表者名

印

神戸市産後ケア事業の受託事業者の申請にあたり、募集要領に規定する応募資格を満たし、下記の事項及び提出書類の内容について事実と相違ないことを誓約します。

後日誓約した内容に違反する事実が判明した場合、もしくは応募受付後、審査・選定までの間に誓約した内容に違反した場合は、無効または失格とされても異議を申し立てません。

また、下記に規定する資格要件を確認するため、神戸市が必要に応じて、兵庫県警察本部等関係機関に対して役員名等を調査・照会する際の資料として使用することに承諾します。

記

1. 代表者及び役員に破産者または禁固以上の刑に処せられている者がいる団体でないこと
2. 団体、代表者が国税（法人税，所得税，消費税（地方消費税を含む））または神戸市税を、滞納又未申告である団体でないこと
3. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項の規定により本市から一般競争入札の参加者資格を取り消されている団体でないこと
4. 以下の応募資格を満たすものであること
 - （1）医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める神戸市内に所在する病院，診療所及び助産所のいずれかであって，当該事業所で本事業を実施できること
 - （2）本事業に関する知識及び技術において高い専門性を有すること。また宿泊サービスを行う場合は，母児の入院受け入れが可能であること
 - （3）食事の提供が可能であること
 - （4）地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること
 - （5）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
 - （6）応募時点において，神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
 - （7）神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと

(様式2－1)

令和 年 月 日

神戸市産後ケア事業受託事業者 応募申込書

応募者

法人名		
所在地	〒 ー	
代表者名	代表者職名： 代表者名： 印	
担当者	部署名	
	職名	
	氏名	
	電話番号	
	F A X 番号	
	E - mail	

※個人医療機関の場合は、法人名等に医療機関名をご記入ください。

(様式2－2)

法人・医療機関の概要

法人の名称		
法人代表者名	代表者職名	
	代表者氏名	
法人の所在地	〒 —	
医療機関名		
医療機関の所在地	・ 法人所在地と同じ ・ 法人所在地と異なる場合は以下に記入してください 〒 —	
医療機関等の 開設許可年月日	年 月 日	
役員数	人	
職員数	人 (うち助産師・保健師・看護師の人数： 人)	
病床数	総病床数： 床 (うち産科・婦人科病床数： 床) 産後ケア事業受け入れ可能病床数： 床	

※個人医療機関の場合は、法人等の欄は医療機関の情報をご記入ください。

※産後ケア事業の病床は、空床利用です。通常の診療等に支障がない病床数としてください。

(様式3)

医療機関等における同種業務実施状況

医療機関等名：

1. 産褥入院または医療機関独自の産後ケア事業の実施の有無（令和7年4月1日時点）

有 ・ 無

→有の場合は以下を記入してください

項 目	令和6年度実績等
産褥入院	有 ・ 無
	→有の場合は以下を記入してください。
独自の産後ケア事業	有 ・ 無
	→有の場合は以下を記入してください。
	(宿泊) 人 日（令和6年度利用状況） (通所) 人 日（令和6年度利用状況）

2. その他，産前産後の母子及び子育て支援に関する事業を実施している場合はご記入ください。

令和 7 年度 神戸市産後ケア事業（宿泊・通所）仕様書

1. 別紙「神戸市産後ケア事業（宿泊・通所）実施要綱」（以下、「本要綱」とする）の規定に基づき、委託業務を実施すること。なお、本委託業務は母子保健法第 17 条の 2 第 1 項、子ども・子育て支援法第 59 条に規定する産後ケア事業の実施の委託であり、産後ケア事業のうち付随的業務のみを委託するものではない。
2. 委託業務の内容（以下、「業務内容」とする）
 - （1）利用者からの利用申し込み、及び区保健福祉課からの利用依頼の受付対応と日程調整
 - （2）利用者への状況調査の実施及びメンタルヘルスに支援が必要と判断される場合の区保健福祉課への情報提供
 - （3）利用者への母子ケアサービスの提供内容の説明と同意
 - （4）滞在時間に応じた食事の提供（児のミルク及び離乳食を含む）
 - （5）利用料の自己負担額の徴収と領収書の発行
 - （6）キャンセル料を設定する場合は自己負担額の徴収と領収書の発行
 - （7）通所または宿泊において、次のサービスを提供
 - ①産婦の母体管理および生活面の指導
 - ②乳房管理
 - ③沐浴、授乳等の育児指導
 - ④乳児の世話、発育・発達等のチェック
 - ⑤その他必要な保健指導および情報提供
 - （8）母子健康手帳の産後ケアの記録欄への利用日と施設名等の記入
 - （9）利用者から変更（中止）の連絡があった場合の対応
 - （10）実施結果の報告
 - （11）要フォローケースについて、区保健福祉課等との情報交換
 - （12）費用請求事務（利用者からの自己負担額の徴収を含む）
 - （13）利用者からの問い合わせ対応
 - （14）利用者からの苦情対応
 - （15）こども家庭局が実施する産後ケア事業の実施に関わる打ち合わせ等への参加
3. 事業実施に関する事項
 - （1）従事者に対し、年 1 回以上の定期健康診断を実施し、利用者および業務従事者の健康管理に努めること。
 - （2）従事者に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。
 - （3）実施施設の安全管理に十分配慮し、火災、事故、損傷等を防止して利用者及び業務従事者の安全確保に努めること。また、安全面への配慮については、産後ケア事業ガイドライン（令和 7 年 3 月改訂）に基づき対応すること。
 - （4）実施施設の食品衛生、環境衛生管理に十分配慮し、常に快適な利用ができる状態の保持に努めること。
 - （5）非常災害、事故等の緊急事態発生に備え、具体的な対応計画を定め、避難・救出その他必要な訓練を実施すること。
 - （6）事故等の緊急事態の備え、契約後、速やかに同事業にかかる損害保険等の保険に加入すること。
 - （7）乙は、責任をもってサービス提供を行い、利用者からサービスに関する苦情等があったときは、誠意をもって迅速、適切に対応すること。
 - （8）以下の①～③に記載するものは委託費用に含むものとする。以下の①～③以外で乙が準備するもののうち別途費用が発生するものは、乙は利用者に十分な説明を行うとともに、乙が設定する費用の全額を利用者が負担する。
 - ①業務内容及び本要綱に記載する事業内容を実施するための援助に係る費用。
 - ②入所室（個室）使用料。
 - ③食費、寝具、光熱水費、消毒、洗濯、児のミルク代・離乳食代、新生児用オムツに係る経費。ただし、洗濯にかかる費用は、乙の設備・管理上やむを得ない事情により乙が対応できない場合は、含めないことができる。
 - （9）リラクゼーションやエステティック目的のマッサージや送迎サービス等、乙が独自に実施するサービスは、その利用及び費用の設定について乙が設定するものとし、全額利用者の負担とする。利用にあたって、乙は利用者へ十分な説明を行うとともに、その実施にあたって許可や損害保険等への加入が必要な場合は乙が行う。

- (10) 業務の遂行にあたっては、本市の「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」を遵守すること。なお、「神戸市情報セキュリティポリシー」及び「情報セキュリティ遵守特記事項」については、以下のホームページを参照すること。

<https://www.city.kobe.lg.jp/a06814/shise/jore/youkou/0400/policy.html>

4. その他

この仕様書に定めるもののほか、産後ケア事業（宿泊・通所）の実施に必要な事項は、甲乙が協議し対応するものとする。

（目的）

第１条 この要綱は、産後の母子を対象に、母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるように支援し、児童虐待の未然防止を図ることを目的として実施する神戸市産後ケア事業（以下、「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（実施主体）

第２条 本事業の実施主体は、神戸市とする。ただし、前条の目的を達成するために本事業について、適切な事業運営が確保できると認められる助産所等に委託することができるものとする。本事業の委託を受ける事業者（以下、「事業者」という。）は、次の各号の要件を満たすものとする。

- （１）医療法（昭和 23 年法律第 205 号）に定める神戸市内に所在する病院、診療所及び助産所であること。
- （２）本事業に従事する助産師・保健師・看護師（24 時間 1 名以上常駐、日中は常勤の助産師を常駐させること。）を配置し、主に母体ケア、乳児ケア、母乳育児や育児指導・相談を行う実施体制が確保できること。
- （３）本事業を安全・快適に提供できる施設・設備を備えていること。
- （４）利用者に対する食事の提供ができること。
- （５）第４条に規定する事業内容を提供できること。
- （６）区保健福祉課、北神区役所及び北須磨支所保健福祉課（以下、「区保健福祉課等」という。）および神戸市こども家庭局と連携・調整を行うことができること。

（対象者）

第３条 本事業の利用対象者は、神戸市内に住所を有する産後 1 年以内の母親と乳児であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、医療行為の必要な者は除く。

- （１）産後ケアを必要とする者。
 - （２）その他、区・支所保健福祉課課長（保健担当）が必要と認める者。
- ２ 産後 4 か月以降 1 年以内の受入れの可否は、事業者の定めるものとする。

（事業内容）

第４条 本事業は、妊娠から出産・育児までの切れ目のない支援を行うサービスとして、次に掲げる内容とする。

- （１）宿泊サービス
母子を宿泊させ、母体の体力の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。
- （２）通所サービス
母子を日帰りで施設利用させ、母体の体力の回復及び母体のケア並びに乳児のケアを実施するとともに、今後の育児に資する指導等を実施する。
- （３）母体のケア及び乳児のケア、今後の育児に資する指導等は、次に掲げる内容とする。
 - ア 産婦の母体管理および生活面の指導
 - イ 乳房管理
 - ウ 沐浴、授乳等の育児指導
 - エ 乳児の世話、発育・発達等のチェック
 - オ その他必要な保健指導および情報提供
 - カ 産婦の食事の提供及び児のミルク・離乳食の提供

（利用日数）

第５条 宿泊サービス又は通所サービスの利用日数は、原則として宿泊サービス 7 日間、通所サービス 7 日間を限度とする。ただし、区・支所保健福祉課課長（保健担当）が特に必要と認める場合は、更に 7 日間を限度として延長することができる。なお、延長した 7 日間は宿泊サービスまたは通所サービスのいずれに利用してもよい。

(利用期間)

第6条 宿泊サービス又は通所サービスの利用期間は、産後1年以内とする。

(派遣期限の読み替え)

第7条 決定通知書(様式2号)について、次のとおり読み替える。

- (1) 令和7年3月31日までの利用承認通知書(様式2号-1)の「2. 利用日数及び期間 (2) 利用期間」を、「産後1年未満」を「産後1年以内」に読み替える。
- (2) 令和7年3月31日までのサービス内容通知書(様式2号-2)の「2 利用期限」を、「産後1年未満」を「産後1年以内」に読み替える。

(サービスを行う実施時間・実施日・休業日)

第8条 宿泊サービスの実施時間・実施日・休業日については次の各号に定める通りとする。

- (1) 実施時間は、0時から24時までを1日とする。
- (2) 入所時間は午前9時、退所時間は午後4時とする。なお、利用者の希望を踏まえて入所時間、退所時間は、事業者が決定することができるものとする。
- (3) 実施日は、原則として月曜日から日曜日とする。
- (4) 12月29日から1月3日までの休業日は事業者の定めるものとする。

2 通所サービスの実施時間・実施日・休業日については次の各号に定める通りとする。

- (1) 実施時間は、原則として午前9時から午後4時の7時間とする。
- (2) 実施日は原則として月曜日から日曜日とする。
- (3) 12月29日から1月3日までの休業日は事業者の定めるものとする。

(利用の申請)

第9条 本事業を利用しようとする者(以下、「申請者」という。)は、神戸市産後ケア事業利用申請書兼情報提供同意書(様式1号)を住所地の区保健福祉課等に提出しなければならない。

- 2 生活保護法の規定による被保護世帯(以下、「生活保護世帯」という。)及び当該年度(4月及び5月に利用する場合は前年度)の市民税が非課税世帯(以下、「市民税非課税世帯」という。)については、区・支所保健福祉課課長(保健担当)にそれを証する書類を提出しなければならない。
- 3 申請者が利用日数を超えての利用を希望し、区・支所保健福祉課課長(保健担当)が特に必要と認めるものの場合は、申請者は神戸市産後ケア事業利用申請書兼情報提供同意書を、住所地の区保健福祉課等に提出しなければならない。
- 4 申請は、妊娠8か月以降とする。

(利用承認及び通知)

第10条 区・支所保健福祉課課長(保健担当)は、前条の1の規定に基づく申請があったときは、申請者の世帯状況等を調査し利用の適否を審査し、利用の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を神戸市産後ケア事業利用承認通知書(様式2号-1)又は神戸市産後ケア事業利用不承認通知書(様式3号)により速やかに申請者に通知するものとする。なお、令和6年度中に利用承認通知書を受理した者から前条の1に基づく申請があったときは、サービス内容通知書(様式2号-2)により速やかに過去の利用記録を通知するものとする。

- 2 区・支所保健福祉課課長(保健担当)は、前条3の規定に基づく申請があったときは、申請者の世帯の養育状況等を調査し利用の適否を審査し、利用の承認又は不承認を決定するとともに、その旨を神戸市産後ケア事業利用承認通知書(様式2号-1)又は神戸市産後ケア事業利用不承認通知書(様式3号)により速やかに申請者に通知するものとする。
- 3 延長利用にあたって、産科医療機関等が、出産退院後の在宅生活において育児不安や養育上の支援が特に必要と認めた時は、診療情報提供書又はこれにかわる書面等の提出を求め、審査資料とすることができる。

(事業者への利用の申込み)

第11条 サービスを利用する場合は、サービスの利用を承認された利用者(以下、「利用者」という。)が事業者へ直接申込みを行うものとする。事業者は承認内容の確認を行い、利用者に対して、その

利用に係る必要な調整及びサービス内容の説明を行わなければならない。

- 2 メンタルヘルス支援が必要な者がサービスを利用する場合は、区保健福祉課等が事業者へ調査票兼支援依頼書（様式 4 号）を送付し、事業者に支援を依頼するものとする。事業者は調査票兼利用依頼書に基づきリスクアセスメントを実施し、ケアプランを作成する。

（自己負担額）

第 12 条 利用者は、当該サービスに要する費用の一部を負担しなければならない。負担する費用は、母子の属する世帯の所得に応じ別表 1－1 及び別表 1－2 により算出する。

- 2 自己負担額は、事業者に対し、直接支払うものとする。
- 3 利用に際し発生する食費、寝具、光熱水費、消毒、洗濯、児のミルク・離乳食及び新生児用オムツ代以外の必要経費については、事業者が別途実費徴収するものとする。
- 4 多胎児での利用の場合、2 人目以降児 1 人あたり、別表 1－3 に規定する金額を自己負担額として支払うものとする。

（変更の申請等）

第 13 条 第 12 条の規定により、利用者は、申請した事項や利用日程に変更が生じた場合は、速やかに、事業者に連絡しなければならない。

- 2 当該利用日の前々日の 17 時以降に、災害等不測の事態が生じたことにより利用変更または中止となった場合は、事業者は速やかに利用変更連絡票（様式 5 号）を送付し、区保健福祉課等に連絡するものとする。
- 3 事業者が定める期日までに事業者を利用変更又は中止の連絡がない場合は、中止として取り扱い、利用者は事業者が定める額を、事業者の請求に基づき支払わなければならない。ただし、災害等不測の事態が生じたことによる場合は、神戸市が別表 2 に定める額を、事業者の請求に基づき支払う。

（実施結果の報告）

第 14 条 事業者は、支援を終了した場合、神戸市産後ケア事業実施結果報告書①（様式 6 号－1）および神戸市産後ケア事業実施結果報告書②（様式 6 号－2）を作成し、区・支所保健福祉課課長（保健担当）に報告するものとする。

- 2 事業者は、産後ケア終了後も継続的に支援が必要な利用者について、区保健福祉課等と情報交換を行う等、連携するものとする。

（費用の負担）

第 15 条 本事業に要する 1 日あたりの費用は、別表 3 に定める額とする。

- 2 委託料は、別表 3 に定める額から第 10 条に定める自己負担額を控除した額とする。
- 3 多胎児の利用の場合、2 人目以降児 1 人あたり、別表 4 に定める額から第 10 条に定める自己負担額を控除した額を加算して、委託料として支払う。
- 4 区保健福祉課等から第 11 条の 2 に基づく依頼があった利用については、別表 5 に定める額を加算して委託料として支払う。
- 5 利用者とともに未就学のきょうだい児が利用する場合、きょうだい児 1 人あたり、別表 6 に定める額を委託料として支払う。

（委託料の請求）

第 16 条 事業者は、神戸市産後ケア事業の委託料の請求について、神戸市産後ケア事業実施結果報告書①（様式 6 号－1）および②（様式 6 号－2）、神戸市産後ケア事業月別利用報告書（様式 7 号）、神戸市産後ケア事業委託料請求書（様式 8 号）、神戸市産後ケア事業キャンセル料請求書（様式 8－2）、を提出し、当月分を翌月 10 日までに市長に請求するものとする。

（委託料の支払）

第 17 条 市長は、前条の規定に基づき費用の請求を受けたときは、その請求内容を審査し、支払要件を満たしているものについて、別途締結する委託契約に基づき支払を行うものとする。

（研修の実施）

第 18 条 事業者は、産後ケア事業に従事する職員に対し、必要な研修を実施または受講させ、資質向上に努めるものとする。

(帳票類の整備等)

第 19 条 事業者は事業の適正な実施を確保するため、サービスに関する記録、その他必要と認める帳票類を整備しなければならない。

2 市長は、事業者に対し、帳票類等の提出又はサービス内容の確認等について、必要な調査を実施することができる。

(帳票類の保管及び廃棄)

第 20 条 帳票類は 5 年間保存しなければならない。保存に際しては、所定の保管場所に収納し、滅失、毀損、盗難等の防止に十分留意するものとする。

2 保存年限の過ぎた帳票類を廃棄する場合は、裁断または溶解処理を確実に実施するものとする。

3 前項の処理を行った場合は、その旨を書面で市長に報告しなければならない。

(事業内容の改善)

第 21 条 市長は、本事業の適正な実施を図り、良質なサービスが提供されるよう、事業者の業務内容を調査し、改善について必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の保護)

第 22 条 本事業を実施するにあたっては、利用記録の漏洩を防止するとともに、実施担当者には守秘義務を課すなど、関係法令を遵守することに加え、別に定める「情報セキュリティ遵守特記事項」及び個人情報の保護に関する法律に基づき、必要な個人情報保護対策を講じ、上記事項やガイドライン等を遵守するものとする。

(事故及び損害の責任)

第 23 条 事業者は、業務により生じた事故及び損害については、神戸市に故意または重過失のない限り、事業者がその負担と責任において処理にあたるものとする。

事業者は、業務により生じた事故等について、速やかに、書面により市長へ報告しなければならない。

(その他)

第 24 条 この要綱に定めるもののほか、産後ケア事業の実施に必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は平成 26 年 11 月 4 日から施行する。

この要綱は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和元年 10 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(別表 1) 利用者の自己負担額

別表 1－1：宿泊サービス（1 日あたり）

利用者の属する世帯区分	利用料
生活保護世帯	1, 0 0 0 円
市民税非課税世帯	1, 5 0 0 円
上記以外	3, 0 0 0 円

別表１－２：通所サービス（１日あたり）

利用者の属する世帯区分	利用料
生活保護世帯	８００円
市民税非課税世帯	１，０００円
上記以外	２，０００円

別表１－３：多胎児の利用の場合２人目以降の費用（１日あたり）

サービス種別	利用料
宿泊サービス	５００円
通所サービス	３００円

（別表２）災害等不測の事態が生じたことにより、利用日の前々日の１７時以降に利用変更・中止された場合のキャンセル料

サービス種別	キャンセル料
宿泊サービス	１，３００円
通所サービス	１，０００円

（別表３）産後ケア事業の１日あたりの総額

サービス種別	１日あたりの費用
宿泊サービス	３１，０００円
通所サービス	２３，８００円

（別表４）多胎児２人目以降の１人あたりの総額

サービス種別	１日あたりの費用
宿泊サービス	７，５００円
通所サービス	５，０００円

（別表５）メンタルヘルス支援が必要な方を受け入れた場合の追加費用

サービス種別	１日あたりの費用
宿泊サービス	７，０００円
通所サービス	３，５００円

（別表６）未就学のきょうだい児を受け入れた場合の追加費用（１人あたり）

サービス種別	１日あたりの費用
宿泊サービス	２，０００円
通所サービス	１，５００円